

## 次世代型営農チャレンジファーム運営事業仕様書

### 1 業務の範囲

応募する事業者は、以下の内容について提案を行うこと。

#### (1) 次世代型営農モデルの実証

農業大学校の実習用地（以下「チャレンジファーム」という。）において、大規模ほ場の特徴を生かした次世代営農モデルの実証を行う。

提案内容の要件は下記のとおり。

栽培品目：ほうれんそう、さといも、だいこん、かんしょ、にんじんの5品目のうち、1品目以上を栽培し、当該品目を中心とした輪作・周年生産体系を行う。様式2にて提出すること。

（輪作・周年生産体系の中で上記5品目以外を組み合わせることは可）

栽培規模：1品目あたり、1回の作付を原則50a以上とすること。ただし、50aを超える作付については、段階的定植・播種を可とする。また、50aに満たない場合は、その理由を企画提案書に記載すること。

実証技術：大規模ほ場の効率的な営農に資するスマート農業技術を活用するとともに、可能な限り機械化一貫体系に取り組むこと。また、かんがい用水の活用を必須とするとともに、人員削減及び省力化を図ること。その他、県が依頼する技術実証については積極的に協力すること。

収集データ：毎年度、実証モデルの波及に資する次のデータを収集し、実績報告時に、様式3により、県へ提供すること。（作業毎の使用機械・作業時間・作業数、収量・単価、資材費）

比較検証：チャレンジファームの大区画ほ場の効率性が検証できるよう、既存ほ場における生産に係るデータを収集し、実績報告時に様式4により、県へ提供すること。

#### (2) 次世代営農総合研修の開催

##### ① 目的

チャレンジファームで実証するスマート農業等の取組について、農業大学校生等に対し、視察・研修を行い、経営モデルを波及させる。

##### ② 実施場所

チャレンジファーム

##### ③ 研修対象

研修対象を下記のとおり区分し、研修を実施する。

○県立農業大学校生、みやざき農業実践塾生

○技術を普及すべき担い手農家、普及指導員、営農指導員、農業高校生等

##### ④ 実施回数等

○県立農業大学校生及びみやざき農業実践塾生については、農業大学校教員と協議をしながら、随時、研修を実施する。（農業大学校窓口：農学科）

○上記以外を対象とした研修については、県と連携の上、年1回以上実施すること。（県窓口：農業普及技術課）

##### ⑤ 研修内容

事業実施者が提案すること。

##### ⑥ 研修運営方法の工夫

研修対象が参加しやすいよう、研修運営方法（例：研修期間を設定し、随時、研修申込みを受け付ける等）を工夫すること。

##### ⑦ その他

参加者からの費用は一切徴収しない。  
また、参加者への交通費や受講手当等は一切支給しない。

### (3) 共通事項

- ① チャレンジファームは、本事業以外に使用しないこと。
- ② チャレンジファームに構造物、建物を設置しないこと。
- ③ そのほか、不相当と認められる行為をしないこと。
- ④ 事業実施者は、事業を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- ⑤ 本事業を円滑に遂行するため、県は、必要に応じて、事業実施者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができるとともに、事業方針等について変更を求めることができる。
- ⑥ 事業実施者は、年度ごとに事業報告書（様式1～4）を提出すること。  
また、年1回の成果報告会に参加し、得られた成果を発表すること。  
なお、チャレンジファームで得られた実証データについて、県は無償で利用できるものとする。
- ⑦ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と事業実施者が協議の上定めるものとする。

## 2 事業に係る経費について

### (1) 次世代型経営モデルの実証

農産物を栽培、管理、収穫するために使用する資材等については、すべて事業実施者の負担とする。

ただし、チャレンジファームで事業実施者が収穫した農産物はすべて事業実施者に帰属するものとする。

なお、農産物の収穫量が見込みを下回った場合や自然災害等、使用中のあらゆる不利益について、県はその責任を負わないものとする。

### (2) 次世代営農総合研修の開催

すべて事業者の負担とする。

## 3 その他

事業の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や業務従事者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、県は当該事件の解決のための責任を、一切負わないものとする。